

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月13日
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 せつ子
【本店の所在の場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03-5286-6231
【事務連絡者氏名】	管理部門長 山崎 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03-5286-6231
【事務連絡者氏名】	管理部門長 山崎 浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第13回新株予約権 6,400,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 1,416,400,000円
	（注） 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が新株予約権を取得・消却した場合には、発行価額の 総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合 計額を合算した金額は減少します。また、行使価額が修 正された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使 に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増 加します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,000個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	6,400,000円
発行価格	3,200円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年8月31日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社セルシード 管理部門 東京都新宿区原町三丁目61番地
払込期日	平成27年8月31日
割当日	平成27年8月31日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿通支店

- (注) 1 第13回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)については、平成27年8月13日付の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書提出日同日に第13回新株予約権第三者割当て契約(以下、「本契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。割当て予定先の状況については、後記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当て予定先の状況」をご参照ください。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株で固定されておりますが、行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄にて定義します。)は修正される可能性があります。</p> <p>2. 行使価額は、当社が行使価額の修正を決議し、本新株予約権者に通知した場合には、当該通知の発出日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、行使価額の下限(以下、「下限行使価額」といい、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されます。)は、本新株予約権の発行当初の行使価額の100%に相当する金額であり、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整が生じる場合を除き、行使価額が当初の行使価額を下回ることはありません。従って、当社株価が上昇して行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使による資金調達の額は増加します。</p> <p>3. 本新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄をご参照ください。)</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>株式会社セルシード 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とします(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。)は1,000株とします。)。但し、下記第2項乃至第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。</p> <p>2. 当社が第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。</p> <p>2. 本新株予約権の行使価額は、当初、705円(以下、「当初行使価額」といいます。)とします。但し、行使価額は第3項又は第4項の規定に従って修正又は調整されます。</p>

## 3. 行使価額の修正

当社は、平成27年9月1日以降、取締役会決議により、行使価額の修正を行うことができます。この場合、当社は、本新株予約権者に速やかに通知を行うものとし、行使価額は、当該通知の発出日の翌取引日以降、本新株予約権の行使がなされる都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、「修正日」といいます。)の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後の行使価額は当初行使価額とします。

## 4. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含みます。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

	<p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとします。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとします。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、同号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。但し、この場合、下限行使価額についても、かかる調整を行うものとします。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,410,000,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得・消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。また、行使価額が修正された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額に、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の割当株式数で除した額とします。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年8月31日から平成29年8月30日までの期間とします。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と判断し、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり3,200円の価額で、新株予約権者（当社を除く。）の保有する新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社は、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」＝有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社は、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社では、食道再生上皮シート、軟骨再生シートなど複数の細胞シート再生医療製品パイプラインを有しております。2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。

当社を取り巻く先端医療・再生医療分野におきましては、平成25年5月に議員立法による「再生医療推進等法」の公布を受けて、平成26年11月に「医薬品医療機器法」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行され、再生医療の実現に向けて世界の最先端に行く画期的な承認制度が整いました。

このような環境のもと、当社は平成26年6月に社長に就任した橋本せつ子を中心とする新経営体制下で、細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業それぞれの事業において、再生医療事業の早期事業化に向けた積極的な活動を推進しております。

再生医療支援事業では、販売代理店と協力して認知度向上・販売促進活動を実施し、温度応答性細胞培養器材を中心とした器材販売を推進いたしました。また製造分野では、平成26年4月に大日本印刷株式会社との細胞培養器材製造委託基本契約の締結を行い、同社に対する温度応答性細胞培養器材製品の製造委託を進めて参りました。平成26年12月には製造設備の移転等が完了したことに伴い富岡事業所（東京都江東区）を閉鎖いたしました。一方で、研究開発においては顧客ニーズに対応した製品ラインナップの拡充を図るべく、温度応答性細胞培養器材の新規製品開発や、既存の研究開発用途の器材製品とは別に臨床応用用途の器材開発などにも取り組んでおります。

細胞シート再生医療事業では、前経営体制下において、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を事業提携を通じて実現するべく、外部環境・収益性・外部資源活用を視野に入れ、開発品目・開発地域・開発時期等について事業提携候補先との協議も踏まえて再生医療パイプラインの戦略的優先順位付けを行ってまいりました。また、細胞シート培養に係る受託加工業への参入準備として細胞培養施設の整備に必要な法定準拠整備作業を進めて参りました。

上述のような活動を推進する中、平成27年2月に当社は、「細胞シート再生医療事業において、原則として日本を細胞シート再生医療開発最優先拠点と位置付け、日本で開発した細胞シート再生医療パイプラインについて当社海外ネットワークを活用しつつ世界へ向けて事業展開を推進していくこと」及び「再生医療支援事業において、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充し、更なる収益機会の獲得を目指すこと」を中核とした平成27～29年度中期経営計画を新たに発表いたしました。

細胞シート再生医療事業では、当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を実現することを最優先課題としており、日本の先進的な制度のもとで、まず自社で迅速に開発を推進する細胞シート再生医療パイプラインを選定し、パイプラインの事業化段階をより前進させた上で事業会社との提携機会を検討していくことが、当社の企業価値を最大化することに繋がるものと判断し、自社開発を優先する細胞シート再生医療パイプラインとして、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートを選定するよう新経営体制下で戦略転換を行い、事業化活動を推進しております。

食道再生上皮シートについては、昨年来、国内・海外の複数医療機関から食道再生上皮シートの共同研究・企業治験（注：医師主導治験ではなく、事業化を目指す企業自身がスポンサーとなり推進する治験を企業治験と定義しております。）実施のご要望を頂く状況にあり、また対象患者数も近年増加傾向にあることを踏まえて、今後当社が積極的に開発を推進していくパイプラインの一つとして選定いたしました。平成27年5月には、東京女子医科大学と食道再生上皮シート臨床開発の今後の実用化開発、治験及び製造販売承認申請について相互に協力体制を構築した上で推進していくことを目的として基本合意書を締結いたしました。また、欧州における食道再生上皮シートを中心とした細胞シート再生医療事業の開発を積極的に推進していくことを目的として、平成27年3月に連結子会社をスウェーデンに設立申請し、5月に登記手続きが完了いたしました。企業治験の実施候補先としては、日本及び欧州（特にスウェーデン）での実施を視野に入れて検討を進めており、まずは日本での製造販売承認取得を目指し、平成27年12月期下期中に企業治験開始を予定しております。その後、日本での治験で蓄積したデータ・ノウハウ等を活かして海外展開を推進する予定です。

軟骨再生シートについては、共同研究先である東海大学整形外科（佐藤正人教授）において平成26年12月までに自己細胞を用いた軟骨細胞シートによる関節軟骨の再生医療の臨床研究が終了しております。さらに自己細胞だけではなく、同種細胞（患者自身以外の他人由来の細胞）を用いた治療についてもヒト幹細胞臨床研究として平成26年8月に厚生労働省の承認を受け、研究が進められております。上記の通り、軟骨再生シートは他の細胞シート再生医療研究に先んじて同種細胞での臨床研究入りを果たすなど、将来の臨床現場への普及等での優位性を有するパイプラインであり、対象疾患についても、変形性膝関節症で常に混在する軟骨の部分損傷と全層欠損の両方に効果があることを前臨床研究で確認できた世界で唯一の治療法であるため、対象患者数が多い変形性膝関節症の治療にまで踏み込める可能性を有していることから、今後当社が積極的に開発を推進していくパイプラインの一つとして選定いたしました。本パイプラインについても、平成28年12月期上期より自己細胞の企業治験を開始出来るよう準備を進めて参ります。

また、再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当該施設は平成26年11月施行の「再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」に準拠した設備運営を実施する必要があります。現在日本には、上記省令に準拠し得る候補細胞培養施設が少数しか存在しない上、細胞シートの培養に適した施設はさらに限られた状況です。こういった環境の中、当社はこれまで細胞シート培養に係る受託加工業への参入を前提とした共同研究機関での細胞培養施設の法定準拠整備作業を進めて参りました。しかし、上述の戦略転換を背景として、第三者向けの受託加工業ではなく、まずは自社開発を優先する食道再生上皮シート、及び軟骨再生シートをはじめとする細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、新たに自社で細胞培養施設を設置し運営を開始する予定です。なお今後、新設した細胞培養施設において自社開発を優先する細胞シート再生医療パイプラインの細胞シート製造稼働状況を鑑みて細胞シートの受託加工についても引き続き受託の検討を進めて参ります。

再生医療支援事業では、温度応答性細胞培養器材に関する共同研究開発活動に取り組んでおり、各種学会等に当社ブースを出展するなど、当社器材製品の積極的な販売促進活動にも取り組んでおります。また、新規導入商材の開発に向けた探索活動を積極的に推進いたしております。

当社はこれまで当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化について、まず事業提携を前提として推進していく計画として、第10回、第11回新株予約権の発行を通じて、運転資金、並びに細胞受託加工業の立上げ関連費用、食道再生上皮シート及び軟骨再生シートの研究開発資金の一部を確保いたしました。その後、平成27年2月に中期経営計画を発表し、当社は自社で迅速に開発推進し、パイプラインの事業化段階をより前進させた上で事業会社との提携機会を検討していく計画に戦略転換を進めております。その中で、安定的な細胞シート製造体制構築のために細胞培養施設を新たに当社で設置し運営を開始すること、及びそれを支える組織運営を遂行するには相応の先行投資資金が必要であり、当該必要資金を調達することが経営上重要な課題となっております。これらの課題に取り組むにあたり、当面の事業化に要する資金については増加が見込まれるものの、当該戦略転換がより迅速な開発を可能とし、結果的に当社の企業価

値を最大化することに繋がるものと判断しており、当中期経営計画を着実に推進していく上では、より安定的かつ機動的な経営体制を現時点で構築することが急務であると考えております。

以上のような状況を総合的に勘案して、今般当社は資金調達の実施による財務基盤の盤石化により、中期経営計画をより着実かつ環境変化に即応して機動的に遂行するために、第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

当社は、本資金調達を通じて研究開発体制を一層充実させることにより、自社パイプラインの事業化段階をより確実に前進させ、細胞シート再生医療製品の事業化をより早期に実現すること、及び、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

## (2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達を選択した具体的な検討内容です。

### 他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資、第三者割当増資、新株予約権付社債等の資金調達手段を検討いたしました。

まず、銀行借入については、前述の当社の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業はともにまだ先行投資段階にあり当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであることから、間接金融(銀行借入)による資金調達は事実上困難な状況であり、また本届出書提出日現在においても間接金融(銀行借入)による資金調達は行っておりません。

そのため、既存株主の皆様株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、エクイティ発行による直接金融に依拠せざるを得ない状況です。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達方法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストの負担が第三者割当による新株予約権の発行より大きいこと、また将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすために株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の損益状況や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

第三者割当による株式発行については、今回のように調達金額が大きい場合には当社の株主構成及び当社経営支配に短期的に大きな影響を及ぼすと考えられること、並びに即時の株式発行を伴うものであり、資金需要に合わせた機動的な資金調達を目指す当社の意向には合致しないものであり、また、上記の公募増資及び株主割当増資同様に将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権付社債については、その転換までの間、調達金額が負債として計上され、また、一般的には割当先が転換権を有しており当社のコントロールが及ばないため、当社が中期経営計画の推進において企図する安定的かつ機動的な経営体制の構築という観点からは、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

この点、本資金調達は、即座の希薄化を回避しつつ、当社が資金調達額や新株予約権の行使時期を一定程度コントロール可能とする行使停止指定条項を付しており、加えて将来の株価上昇に伴うアップサイドを当社が資金調達額の増額として享受することができることから、既存株主の皆様の利益に配慮しながら継続的な研究開発資金等を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり現時点における最良の選択肢であると判断しました。

### 本資金調達の選択理由

本資金調達は、即時の資金調達手段とはならないものの、下記の行使価額上方修正条項の活用により将来の当社株価上昇時における資金調達額の増額が可能であること、新株予約権の行使に伴う段階的な資金の調達により即時の希薄化を回避できること、そして当社が主体となり一定の条件のもとに新株予約権の行使の停止指定を行うことにより、株価への影響に配慮しつつ今後の当社の資金ニーズに応じた柔軟かつ機動的な資金調達を行うことを企図して発行されるものです。

## （本新株予約権の特徴）

## a．行使価額上方修正条項

- ・本新株予約権の行使価額は、当初は固定されていますが、当社株価が上昇し行使価額の上方修正を希望する場合には当社の取締役会において決議することによりその上方修正を開始させることが可能です。行使価額が上方修正された場合には資金調達額が増大することになり、当社株価の上昇によるアップサイドメリットを享受することができます。
- ・本新株予約権の修正に係る決議がなされた場合には、それ以降本新株予約権の行使の都度所定の算式に従って自動的に行使価額の修正がなされますが、下限行使価額は当初行使価額の100%に相当する金額であり、行使価額の修正が開始された後も株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整が生じる場合を除いて、行使価額が当初行使価額を下回ることはありません。

## b．行使停止指定条項

- ・本新株予約権は、原則、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が進みますが、当社は、本契約に基づき、割当予定先に対して、本新株予約権を行使できない期間を指定すること（以下、「行使停止指定」といいます。）ができます。
- ・行使停止指定の期間及び行使停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができますが、また、複数回の行使停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、いったん行った行使停止指定をいつでも取り消すことができます。
- ・当社の判断により随時行使停止指定を行うことが可能であるため、当社が当社の資金需要及び市場環境に鑑み主体的に希薄化の程度や資金調達時期を設定することが可能となります。なお、当社は、上記の行使停止指定を行う都度開示いたします。

## c．制限超過行使の禁止

- ・当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び有価証券上場規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づいて、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（制限超過行使）を割当予定先に行わせないこととします。
- ・割当予定先は、制限超過行使に該当するような本新株予約権の行使を行わないことに本契約の中で同意しております。

## d．交付株式数の固定

- ・本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず交付株式数が固定されているため、本新株予約権の行使による最大希薄化率は変わりません。
- ・本新株予約権は、そのすべての行使が完了するまでに一定の期間を必要とし、また、当社普通株式の株価が行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使がなされないことが想定されます。従って、株価や市場動向等により、割当予定先による本新株予約権の行使が進まないことにより、資金調達額が減少する可能性があるというデメリットはあります。しかしながら、行使価額の下限は当初行使価額の100%に相当する金額（但し、一定の場合に調整がなされます。）であることから、当社普通株式1株当たりの価値の希薄化が一定程度制限されております。

## e．新株予約権の取得条項

- ・当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会の決定により発行価額と同額で本新株予約権の一部又は全部を取得する旨及び取得日を決議することができます。
- ・将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社はその裁量でいつでも残存する本新株予約権を取得することができます。従って、本新株予約権の発行後も当社資本政策の柔軟性が確保されております。
- ・当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割（当社が100%子会社を承継会社として行うものを除きます。）、新設分割会社となる新設分割（当社が100%子会社を設立する単独新設分割を除きます。）、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合、割当予定先が当社に対し、発行価額と同額で本新株予約権の全部を取得することを請求することができる旨、本契約で合意しております。

## f．譲渡制限

- ・本新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。割当予定先は、新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使停止指定を行う権利等本契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。
  - ・当社は、割当予定先に対し、保有する本新株予約権を第三者に譲渡するよう電子メール又は書面により指示することができ、その場合割当予定先は、当該第三者に本新株予約権を譲渡します。但し、当社が譲渡を指示することができる本新株予約権の個数の累計の上限は、本契約に基づいて割当予定先が割当てを受ける本新株予約権の個数に0.5を乗じた個数とし、当該第三者が本新株予約権の譲渡を受けた日から2取引日以内に本新株予約権を行使することを当社に対して約束していること等の条件があります。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容  
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生を本新株予約権にかかる払込のための停止条件とした本契約を締結致しました。なお、( )が付いている項目の詳細に関しましては、上記「1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由 本資金調達の選択理由」をご参照ください。
- 行使停止指定 ( )  
制限超過行使の禁止 ( )  
取得条項 ( )  
譲渡制限 ( )  
新株式発行等に関する誓約
- 当社は、本新株予約権の行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(但し、当社のストックオプション制度に基づく場合を除きます。)又は新株予約権付社債を発行(以下、「新株式発行等」といいます。)しようとする場合には、割当予定先が当該新株式発行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、割当予定先との間で誠実に協議するものとします。但し、当該協議の開始から2週間以内に、割当予定先が当該新株式発行等の引き受けを行い、又はその割当てを受けることを希望する旨を当社に通知しなかった場合は、当該協議は終了するものとします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容  
該当事項はありません。なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当該普通株式については市場動向、投資家需要を勘案しながら売却する方針であるとのこと。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者との間で締結される予定の取り決めの内容  
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。割当予定先は、新株予約権を譲渡する場合には、新株予約権の行使指示を行う権利等本契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使は、本新株予約権を行使することができる期間中に、当該新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。
9. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,416,400,000	14,720,000	1,401,680,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額1,410,000,000円を合算した金額であります。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。また、行使価額が修正された場合には、上記差引手取概算額は増加します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価・発行サポート関連費用4,200,000円、株式事務手数料9,800,000円、その他諸費用(登記関連費用等)720,000円であります。

## (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
再生医療支援事業関連仕入	280	平成28年3月～平成29年8月
運転資金	495	平成28年3月～平成29年9月
自社細胞培養施設の準備・運営資金	626	平成27年12月～平成29年12月

再生医療支援事業関連仕入の主な内訳

温度応答性細胞培養器材等の製造委託製品仕入160百万円、細胞培養に関連した日本での販売を目的とした海外からのその他導入商品等に残額

運転資金の主な内訳

一般管理等人件費252百万円、本社機能運営費用等に残額

自社細胞培養施設の準備・運営資金の主な内訳

自社新設細胞培養施設の内装・器具備品等への投資を主とした立上げ準備費用370百万円、運営維持(家賃・水光熱費等)費用に残額。なお、設備計画の内容については、「第三部 追完情報 2.設備計画の変更」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。
3. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。このため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手許資金の活用(手許資金について従来想定していた資金使途の変更を含む)、提携先との共同研究開発等による研究開発費用の分担、公的補助金・助成金の獲得、研究開発対象の絞り込み等を行い、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。
4. 再生医療支援事業関連仕入とは、当社が大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援することを目的として研究開発・製造・販売を行う、温度応答性細胞培養器材やその応用製品の仕入を行います。また、細胞培養に関連した日本での販売を目的とした海外からのその他導入商品等の仕入を行います。平成28年3月までのこれらの仕入については、手許資金を充当し運用する計画です。
5. 平成28年3月までの運転資金につきましては、当社第11回新株予約権の行使により調達した手許資金を充当する計画です。また、運転資金の主な内訳に記載された本社機能運営費用とは、主に家賃や水光熱費を指します。
6. 自社細胞培養施設の内装等への投資を主とした立上げ準備費用につきましては、当社第10回新株予約権の行使により調達した手許資金の一部で賄うとともに、その残額に相当する370百万円を、本新株予約権の行使を通じた調達資金により充当する予定です。また、当調達資金の残額につきましては、平成28年1月以降の施設運営維持に関連する家賃・水光熱費等に充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a．割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦（100%）

##### b．提出者と割当予定先の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

##### c．割当予定先の選定理由

当社は、上述のとおり中期経営計画の確実な遂行に向けた経営体制の安定化に必要な資金調達の実現を最優先課題として取り組んでおります。その中で、どのような方法が当社にとって最良であるかをこれまで検討してまいりました。そのため、今般の割当予定先の選定にあたっては、当社の事業内容や中期経営計画を含めた当社の経営方針を尊重していただけることに加えて、必要な資金が確保できる可能性が高いことを検討基準として、割当予定先となり得る複数の証券会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成27年4月にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。即座の希薄化を回避すると共に、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減しながら株価上昇によるアップサイドメリットを享受することのできる本スキームは、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断しました。

割当予定先のマイルストーン社につきましては、平成21年2月に同社代表取締役である浦谷元彦氏により設立された東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業33社で新株予約権の引受の実績があります。また、当社は平成24年の資金調達実施に当たり、同社を割当先として選定しており、新株予約権の発行後につきましては、平成24年12月より平成25年2月の短期間において新株予約権は全て行使されております。このような実績を踏まえ、本資金調達においても、適時に必要とする資金の確保ができる可能性が高い事業会社であると判断いたしました。

平成27年7月に当社代表取締役橋本せつ子がマイルストーン社代表取締役浦谷元彦氏と面談し、中期経営計画及び本資金調達の目的を説明したところ、当社の企業価値と株主価値の向上の方向性について理解が得られ、また、当社としましても、上記に加え、本新株予約権を行使する際、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことを表明されましたことで、マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。

##### d．割当てようとする株式の数

マイルストーン社：新株予約権の目的である株式の総数 2,000,000株

##### e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるマイルストーン社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を期待した純投資であり、また本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については市場動向を勘案しながら売却する方針であると伺っております。

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。

また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の通帳の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。具体的には、当社は、平成26年2月1日から平成27年1月31日に係るマイルストーン社の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上4,629百万円、営業利益が497百万円、経常利益が501百万円、当期純利益が291百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成27年1月31日現在の純資産が389百万円、総資産が1,573百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会結果を受領し、平成27年8月12日現在の預金残高が546百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額及び行使総額の払込みに支障がないものと判断いたしました。

## g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー:東京都千代田区)に調査を依頼して確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

本契約において、当社及び割当予定先は、本新株予約権の譲渡につき当社取締役会の承認を要する旨を合意しており、割当予定先は、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結した本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人)により作成された評価書を参考として、本新株予約権の1個当たりの払込金額を算定結果と同額となる3,200円といたしました。

当該算定機関は、権利行使期間、権利行使価額、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の行使停止指定については、資金調達目的の発行であるため発動することは想定しないこと、取得条件(コール・オプション)については行使価額の修正に上限が無い場合発動することは想定しないこと、割当予定先は株価水準に留意しながら株価が行使価格を上回っている場合において、10個ずつ権利行使がされること、行使して得た株式は10個(10,000株)ずつ売却すること等を想定しております。当社は、当該算定機関の評価を参考にしつつ、また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載した本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日前日(平成27年8月12日)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としました。

会社法上の職責に基づく監査として、監査役全員は当社担当者から発行要項の内容、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の内容について説明を受けました。かかる説明を受けるとともに、株式会社ブルータス・コンサルティングが作成した評価書等も考慮に入れて総合的に判断し、本件新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を当社監査役全員から得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数は2,000,000株（議決権数20,000個）であることから、平成27年6月30日現在の当社発行済株式総数8,674,419株に対し23.1%（平成27年6月30日現在の当社議決権個数86,700個に対しては23.1%）の割合の希薄化が生じます。これにより、本新株予約権が行使された場合には、既存株主の皆様の株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、細胞シート再生医療の世界普及を目指し、中期経営計画の確実な遂行に向けて経営体制を安定化させることが、当社の企業価値の向上に資するものと捉えており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、当社は、行使停止指定により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であり、また、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計2,000,000株に対し、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は約28,500株であり、一定の流動性を有しており、また、割当予定先は、当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。なお割当予定先であるマイルストーン社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当予定先が本新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限である2,000,000株に相当する数量の新株予約権を行使し、行使により交付される当社株式を全て保有した場合の数値です。なお、上記「1 割当予定先の状況 e.株券等の保有方針」に記載のとおり、当社は、割当予定先であるマイルストーン社が、割当を受けた本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当該普通株式については市場動向、投資家需要を勘案しながら売却する方針であることを確認しているため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。なお、割当予定先は制限超過行使を禁止されております。詳細は、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1.本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由 本資金調達の選択理由（本新株予約権の特徴） c.制限超過行使の禁止」をご参照下さい。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6 番2号	-	-	2,000,000	18.74%
ファストトラックイニシアティ ブ1号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷四丁目1番4 号	230,000	2.65%	230,000	2.16%
小池 克昌	埼玉県深谷市	195,000	2.25%	195,000	1.83%
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1番1号	147,100	1.70%	147,100	1.38%
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	1.59%	138,000	1.29%
長谷川 幸雄	東京都江戸川区	136,000	1.57%	136,000	1.27%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3 番2号	131,590	1.52%	131,590	1.23%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	90,000	1.04%	90,000	0.84%
小野 一成	埼玉県越谷市	79,700	0.92%	79,700	0.75%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	72,500	0.84%	72,500	0.68%
計	-	1,219,890	14.06%	3,219,890	37.12%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、マイルストーン社については平成27年8月12日現在の所有株式数を、その他の株主については平成27年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権の目的である株式の総数である2,000,000株を、平成27年6月30日現在の発行済株式総数及び総議決権数、マイルストーン社の平成27年8月12日現在の所有株式数及び総議決権数に加算して算定しております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

**第三部【追完情報】****1．事業等のリスクについて**

組込情報である有価証券報告書（第14期）及び四半期報告書（第15期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年8月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項はありません。

当該有価証券報告書等の記載には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年8月13日）現在においても変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

**2．設備計画の変更**

組込情報である有価証券報告書（第14期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成27年8月13日）現在、以下のとおりとなっています。

**(1) 重要な設備の新設等**

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 （百万円）		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
細胞培養施設（仮称） （東京都江東区）	細胞シート 再生医療事業	構築物 器具備品 等	630	-	増資資 金・自己 資金	平成27年9月	平成28年上期	-

（注） 上記金額に消費税等は含まれておりません。

**(2) 重要な設備の除却等**

該当事項はありません。

**3．臨時報告書の提出について**

組込情報である有価証券報告書（第14期）の提出日（平成27年3月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年8月13日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

（平成27年4月3日提出の臨時報告書）

**1 提出事由**

平成27年3月27日開催の第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

**2 報告内容**

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

## (2) 当該決議事項の内容

## 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

欠損金を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うこととしたものです。

## 資本金の額の減少の内容

資本金の額5,310,466,686円を、2,532,263,667円減少して、2,778,203,019円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

## 資本準備金の額の減少の内容

資本準備金の額5,290,466,681円を、全額減少して、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

## 剰余金の処分の内容

その他資本剰余金7,822,730,348円の全額を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充てさせていただきます。

## (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,822,730,348円

## (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,822,730,348円

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、橋本せつ子、片山勝見、吉田弘志、高木英二、岡野光夫を選任します。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	38,901	2,744	0	（注）	可決（87.81%）
第2号議案 取締役5名選任の件					
橋本 せつ子	38,794	2,883	0		可決（87.51%）
片山 勝見	40,744	933	0	（注）	可決（91.91%）
吉田 弘志	40,592	1,085	0		可決（91.56%）
高木 英二	39,030	2,647	0		可決（88.04%）
岡野 光夫	31,678	9,999	0		可決（71.46%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期 第2四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月27日

株式会社セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝	田	雅	也
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	田	雅	史
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年2月16日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催の定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会にて承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社セルシードが平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月27日

株式会社セルシード

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝	田	雅	也
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	田	雅	史
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年2月16日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催の定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会にて承認可決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月13日

株式会社 セルシード  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**強調事項**

1. 重要な後発事象 1. 重要な設備投資の決定に記載されているとおり、会社は平成27年8月13日の取締役会において、細胞培養施設の新設を決議している。

2. 重要な後発事象 3. 第三者割当による第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に記載されているとおり、会社は平成27年8月13日の取締役会において、当該新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。